

内容見本  
[A5判縮小]

た、これに対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しません（法101②）。

(別表)

家事審判の種類	即時抗告ができる者	根拠法令
後見開始の審判	民法7条に定める者及び任意後見契約法10条2項に定める者(申立人を除く。)	法123①一
後見開始の申立てを却下する審判	申立人	法123①二
後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判	民法10条に定める者	法123①三
成年後見人の解任の審判	成年後見人	法123①四
成年後見人の解任の申立てを却下する審判	申立人、成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族	法123①五
成年後見監督人の解任の審判	成年後見監督人	法123①六
成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判	申立人並びに成年被後見人及びその親族	法123①七
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の審判	成年被後見人及びその親族	法123①八
成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の嘱託の取消し又は変更の審判	成年後見人	法123①九
成年被後見人に宛てた郵便物等	申立人	法123①十

2 抗告人の療養看護は扶養義務の範囲を超えるものであること

- (1) 抗告人は、被相続人の長男[2]であるところ、被相続人の配偶者(抗告人の母)が平成〇年に死去して以降、高齢の被相続人の身を案じ、被相続人との同居を開始した。平成〇年に、被相続人が脳梗塞で倒れ、右半身不随となったため、抗告人は、被相続人が亡くなるまでの約15年間にわたり、被相続人の介護を一手に担ってきた。
- (2) 具体的には、脳梗塞で倒れて以降、被相続人は通院が必要となったが、抗告人は、週2回の通院の送迎、自宅での入浴の介添え、食事、車椅子での散歩の世話等を行った。また、被相続人が死亡する半年前頃から、被相続人は寝たきりの状態となったところ、毎晩失禁する状態となったことから、その処理を抗告人が行うなど、献身的に被相続人の介護や看護を実施してきたものである。なお、抗告人は、被相続人の介護について、介護士等の専門家に依頼することなく、自ら行っていた。
- (3) このような状況に鑑みれば、抗告人による被相続人の療養看護は、同居の親族の扶養義務の範囲を超え、相続財産の維持に貢献したものであることは明らかである。[3]

3 結語

よって、抗告人は、原審判が取り消され、抗告人の寄与分を定める処分の審判がなされることを求めるべく、本抗告を申し立てる。

ポイント

- 1 寄与の内容として、「被相続人の事業に関する労務の提供」「財産上の給付」「被相続人の療養看護」及び「その他の方法」が掲げられています(民法904の2①)。「その他の方法」としては、「被相続人の事業に関しない労務の提供」「被相続人の扶養」などが考えられます。
- 2 寄与者の典型は、遺産分割手続の当事者たる共同相続人です。その他、代襲相続の場面において、代襲相続人が被代襲者の寄与を主張すること

[37] 寄与分を定める処分の審判及びその申立てを却下する審判(法198①四・五)

共同相続人間で寄与分を定める協議(民法904の2①)が調わず、又はこれを行うことができないとき、家庭裁判所は、寄与をした者の請求により、寄与分を定めます(民法904の2②)。寄与分を定める処分の請求は、民法910条の場合を除き、遺産分割請求があった場合にのみすることができ(民法904の2③)、寄与分を求める相続人は、遺産分割の審判事件が係属している裁判所に対し、遺産分割とは別に寄与分を定める処分の申立てを行う必要があります(法191②)。この場合、寄与分審判事件と遺産分割審判事件は併合して審理されます(法192)。寄与分を定める処分の審判に不服がある場合には相続人が、寄与分を定める処分の申立てを却下する審判に不服がある場合には申立人が、それぞれ当該審判に対し、即時抗告を行うことができます(法86・198①四・五)。なお、遺産分割事件と併合審理されている場合には、寄与分の審判についてのみ独立して即時抗告を行うことはできません(法198②)。

ケース 寄与分を定める処分の申立てが却下された場合

[DL]

抗告の理由

- 1 原審の判断  
原審は、被相続人の療養看護に関し、同居の直系親族としての通常期待される扶養義務の範囲を超える療養看護と評価することはできないとして、抗告人による寄与分[■]を定める処分の申立てを却下した。しかしながら、以下に述べるとおり、かかる原審判は取り消され、抗告人の寄与分を認める審判がなされるべきである。

第21 児童福祉法に規定する審判

[58] 都道府県の措置についての承認の審判及びその申立てを却下する審判(法238①一・二)

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいいます(児福6。))が、児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合において、都道府県は、家庭裁判所の承認を得て、児童の親権を行う者又は未成年後見人の意に反して、児童を、里親等に委託し、又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等に入所させるという措置を行うことができます(児福28)。家庭裁判所の承認の審判に対する即時抗告は児童を現に監護する者、児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人が、申立ての却下の審判に対する即時抗告については申立人が行うことができます(法238①一・二)。

ケース 都道府県の措置についての承認がなされた場合

[DL]

抗告の理由

- 1 原審の判断  
原審は、事件本人に対して事件本人の父である抗告人による虐待や

多様な抗告に即応できる記載例を豊富に収載!

# 家事審判における 抗告の理由

## —モデル文例と実務のポイント—

共編

林 醇 (弁護士・元高松高等裁判所長官)  
山田 庸男 (弁護士)

編集委員

増田 広充 (弁護士)  
杉野 龍太 (弁護士)  
辻 映穂 (弁護士)

※弁護士法人 梅ヶ枝中央法律事務所所属の  
弁護士による執筆・編集です。

購読者特典

文例データは  
新日本法規WEBサイトより  
ダウンロードできます!

◆ 抗告の対象となる家事審判について、申立てをめぐる実務上の留意点と、抗告理由の実践的なモデル文例を示しています。

◆ 抗告の理由として記載する事実や主張など、作成上のポイントを詳しく解説しています。

A5判・総頁262頁  
定価4,290円(本体3,900円)送料410円  
ISBN978-4-7882-9354-0

電子書籍も新日本法規WEBサイトで発売!!

〈電子版〉定価 3,960円(本体 3,600円)

※閲覧は、ストリーミング形式になりますので、インターネットへの接続環境が必要です。



詳細はコチラ



0120-089-339 (通話料無料)  
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

# 掲載内容

## 第1章

### 総論

- はじめに
- 家事審判に対する即時抗告
- 抗告権者
- 抗告権の放棄
- 抗告の方式
- 裁判の内容
- 抗告審における不利益変更
- 審判の効力

## 第2章

### 各論

#### 第1 成年後見に関する審判

- [1] 後見開始の審判及びその申立てを却下する審判（法 123①一・二）  
 ケ-1 後見開始の審判の申立てが却下された場合  
 ケ-2 後見開始の審判がなされた場合
- [2] 後見開始の審判取消しの申立てを却下する審判（法 123①三）  
 ケ- 診断書の内容に疑義があるとして後見開始の審判取消しの申立てが却下された場合
- [3] 成年後見人の解任の審判及びその申立てを却下する審判（法 123①四・五）  
 ケ- 成年後見人の解任の審判がなされた場合
- [4] 成年被後見人に宛てた郵便物等の配達の囑託の審判、囑託の取消し又は変更の審判及びその申立てを却下する審判（法 123①八～十）  
 ケ- 回送囑託の申立てが却下された場合

#### 第2 保佐に関する審判

- [5] 保佐開始の審判及びその申立てを却下する審判（法 132①一・二）  
 ケ-1 保佐開始の申立てが却下された場合  
 ケ-2 保佐開始の審判がなされた場合
- [6] 保佐人の同意を得なければならない行為の定め審判（法 132①四）  
 ケ- 同意権の拡張の申立てが認められた場合
- [7] 保佐人の同意に代わる許可の申立てを却下する審判（法 132①五）  
 ケ- 保佐人の同意に代わる許可の申立てが却下された場合
- [8] 保佐人の解任の審判及びその申立てを却下する審判（法 132①六・七）  
 ケ- 任務に適しない事由があるとはいえないとして、保佐人の解任の申立てが却下された場合

#### 第3 補助に関する審判

- [9] 補助開始の審判及びその申立てを却下する審判（法 141①一・二）  
 ケ- 補助開始の申立てが、本人の同意がないとして却下された場合

#### 第4 失踪の宣告に関する審判

- [10] 失踪の宣告の審判及びその申立てを却下する審判（法 148⑤）  
 ケ- 失踪の宣告の申立てが却下された場合
- [11] 失踪の宣告の取消しの審判及びその申立てを却下する審判（法 149④）  
 ケ- 失踪の宣告の取消しの申立てが却下された場合

#### 第5 婚姻等に関する審判

- [12] 夫婦間の協力扶助に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 156一）  
 ケ- 同居義務が認められないとして却下された場合
- [13] 婚姻費用の分担に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 156三）  
 ケ-1 相手方が別居中に共有財産である預金等を消費したという事情を考慮せずに婚姻費用の分担額が定められた場合  
 ケ-2 ケース1の婚姻費用の分担についての調停成立後に婚外子が出生し認知をしたことが婚姻費用の分担額の減額を認めるべき事情の変更に該当するとして、婚姻費用の分担額の減額を求める場合
- [14] 子の監護に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 156四）  
 ケ-1 監護者の指定の場合  
 ケ-2 養育費の場合  
 ケ-3 面会交流の場合
- [15] 財産分与に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 156五）  
 ケ- 抵当権の存在等を理由に共有不動産の持分の取得が認められなかった場合
- [16] 離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判（法 156六）  
 ケ- 離婚において祭祀財産の承継者が指定された場合

#### 第6 親子に関する審判

- [17] 子の氏の変更についての許可の申立てを却下する審判（法 160③）  
 ケ- 婚外子（重婚の内縁子）の父の氏への変更の場合
- [18] 養子縁組をするについての許可の申立てを却下する審判（法 161④）  
 ケ- 養子縁組をするについての許可の申立てが却下された場合
- [19] 死後離縁をするについての許可の審判及びその申立てを却下する審判（法 162④一・二）  
 ケ- 死後離縁をするについての許可の申立てが却下された場合
- [20] 特別養子縁組の成立の審判及びその申立てを却下する審判（法 164④）  
 ケ- 特別養子縁組の成立の申立てが却下された場合

- [21] 特別養子適格の確認の審判及びその申立てを却下する審判（法 164の2②）  
 ケ- 特別養子適格の確認の申立てが却下された場合

#### 第7 親権に関する審判

- [22] 親権喪失の審判（法 172①一）  
 ケ- 親権喪失の審判がなされた場合
- [23] 親権停止の審判（法 172①二）  
 ケ- 親権停止の審判がなされた場合
- [24] 管理権喪失の審判（法 172①三）  
 ケ- 管理権喪失の審判がなされた場合
- [25] 親権喪失、親権停止又は管理権喪失の申立てを却下する審判（法 172①四）  
 ケ- 親権喪失の申立てが却下された場合
- [26] 親権又は管理権を回復するについての許可の申立てを却下する審判（法 172①七）  
 ケ- 親権を回復するについての許可の申立てが却下された場合
- [27] 親権者の指定又は変更の審判及びその申立てを却下する審判（法 172①十）  
 ケ-1 親権者の指定の申立てが却下された場合  
 ケ-2 親権者の変更の申立てが却下された場合

#### 第8 未成年後見に関する審判

- [28] 未成年後見人の解任の審判及びその申立てを却下する審判（法 179二・三）  
 ケ- 未成年後見人の解任の申立てが却下された場合
- [29] 未成年後見監督人の解任の審判及びその申立てを却下する審判（法 179四・五）  
 ケ- 未成年後見監督人の解任の申立てが却下された場合

#### 第9 扶養に関する審判

- [30] 扶養義務の設定の審判及びその申立てを却下する審判（法 186一・二）  
 ケ- 扶養義務の設定の申立てが却下された場合
- [31] 扶養の順位の決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判（法 186五）  
 ケ- 自身を第1順位の扶養義務者とする旨の審判がなされた場合
- [32] 扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消しの審判並びにこれらの申立てを却下する審判（法 186六）  
 ケ- 扶養の程度・方法の決定の申立てが却下された場合

#### 第10 推定相続人の廃除に関する審判

- [33] 推定相続人の廃除の審判及び推定相続人の廃除又はその審判の取消しの申立てを却下する審判（法 188⑤）  
 ケ-1 推定相続人の廃除の申立てが却下された場合  
 ケ-2 推定相続人の廃除の審判がなされた場合

#### 第11 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判

- [34] 相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定の審判及びその申立てを却下する審判（法 190③）  
 ケ- 墳墓について、共同相続人の一人を承継者とする審判がなされた場合

#### 第12 遺産の分割に関する審判

- [35] 遺産の分割の審判及びその申立てを却下する審判（法 198①一）  
 ケ-1 遺産の分割の審判がなされた場合  
 ケ-2 遺産の分割の申立てが却下された場合
- [36] 遺産の分割の禁止の審判（法 198①二）  
 ケ- 遺産の分割の禁止の審判がなされた場合
- [37] 寄与分を定める処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 198①四・五）  
 ケ- 寄与分を定める処分の申立てが却下された場合

#### 第13 相続の承認及び放棄に関する審判

- [38] 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てを却下する審判（法 201⑨一）  
 ケ- 相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長の申立てが却下された場合
- [39] 限定承認又は相続の放棄の取消しの申述を却下する審判（法 201⑨二）  
 ケ- 相続の放棄の取消しの申述が却下された場合
- [40] 限定承認又は相続の放棄の申述を却下する審判（法 201⑨三）  
 ケ- 相続の放棄の申述が却下された場合

#### 第14 財産の分離に関する審判

- [41] 財産分離の審判（法 202②一）  
 ケ- 財産分離の審判がなされた場合
- [42] 民法 941 条 1 項の規定による財産分離の申立てを却下する審判（法 202②二）  
 ケ- 民法 941 条 1 項の規定による財産分離の申立てが却下された場合

#### 第15 相続人の不存在に関する審判

- [43] 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判及びその申立てを却下する審判（法 206①）  
 ケ-1 特別縁故者に対する相続財産の分与の申立てが却下された場合  
 ケ-2 特別縁故者に対する相続財産の分与の審判がなされた場合

#### 第16 遺言に関する審判

- [44] 遺言の確認の審判及び遺言の確認の申立てを却下する審判（法 214一・二）  
 ケ-1 遺言が遺言者の真意に出たものとは認められないとして、遺言の確認の申立てが却下された場合  
 ケ-2 遺言が遺言者の真意に出たものであるとして、遺言の確認の審判がなされた場合

- [45] 遺言執行者の選任の申立てを却下する審判（法 214三）  
 ケ- 遺言が無効であるとして、遺言執行者の選任の申立てが却下された場合
- [46] 遺言執行者の解任の審判及びその申立てを却下する審判（法 214四・五）  
 ケ- 遺言執行者の解任の申立てが却下された場合

- [47] 負担付遺贈に係る遺言の取消しの審判及びその申立てを却下する審判（法 214七・八）  
 ケ- 遺言を取り消すことが遺言者の意思にかなうとはいえないとして却下された場合

#### 第17 遺留分に関する審判

- [48] 遺留分の放棄についての許可の申立てを却下する審判（法 216②）  
 ケ- 自由意思に基づくものと認められないとして却下された場合

#### 第18 特別の寄与に関する審判

- [49] 特別の寄与に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 216の4）  
 ケ- 特別の寄与があったと認められないとして却下された場合

#### 第19 任意後見契約法に規定する審判

- [50] 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の申立てを却下する審判（法 223一）  
 ケ- 任意後見監督人の選任の申立てが却下された場合
- [51] 任意後見人の解任の審判及びその申立てを却下する審判（法 223四・五）  
 ケ- 任意後見人の解任の審判がなされた場合

#### 第20 戸籍法に規定する審判

- [52] 氏の変更についての許可の審判（法 231一）  
 ケ- 氏の変更の許可の審判がなされた場合
- [53] 氏又は名の変更についての許可の申立てを却下する審判（法 231二）  
 ケ-1 氏の変更についての許可の申立てが却下された場合  
 ケ-2 名の変更についての許可の申立てが却下された場合
- [54] 就籍許可の申立てを却下する審判（法 231三）  
 ケ- 就籍許可の申立てが却下された場合
- [55] 戸籍の訂正についての許可の審判及びその申立てを却下する審判（法 231四・五）  
 ケ-1 戸籍の訂正についての許可の審判がなされた場合  
 ケ-2 戸籍の訂正についての許可の申立てが却下された場合
- [56] 家事事件手続法 230 条 2 項の規定による市町村長に相当の処分を命ずる審判（法 231六）  
 ケ- 市町村長に相当の処分が命じられた場合

- [57] 戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服の申立てを却下する審判（法 231七）  
 ケ- 市町村長の処分に対する不服の申立てが却下された場合

#### 第21 児童福祉法に規定する審判

- [58] 都道府県の措置についての承認の審判及びその申立てを却下する審判（法 238①一・二）  
 ケ- 都道府県の措置についての承認がなされた場合
- [59] 都道府県の措置の期間の更新についての承認の審判及びその申立てを却下する審判（法 238②三・四）  
 ケ- 都道府県の措置の期間の更新についての承認がなされた場合
- [60] 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認の審判及びその申立てを却下する審判（法 238①五・六）  
 ケ- 児童相談所長又は都道府県知事の引き続いての一時保護についての承認がなされた場合

#### 第22 その他の法律に規定する審判

- [61] 性別の取扱いの変更の申立てを却下する審判（法 232③）  
 ケ- 性別の取扱いの変更の申立てが却下された場合
- [62] 厚生年金保険の請求すべき按分割合に関する処分の審判及びその申立てを却下する審判（法 233②）  
 ケ- 請求すべき按分割合を 0.5 未満とすることを主張したが認められなかった場合
- [63] 保護施設への入所等についての許可の審判及びその申立てを却下する審判（法 240⑥一・二）  
 ケ- 親権者による監護養育が不十分であるとして保護施設入所が許可された場合
- [64] 扶養義務者の負担すべき費用額の確定の審判及びその申立てを却下する審判（法 240⑥三）  
 ケ- 扶養余力を超える負担費用額が定められた場合
- [65] 保護者の順位の変更又は保護者の選任の申立てを却下する審判（法 241③）  
 ケ- 保護者の選任の申立てが却下された場合
- [66] 破産手続における相続の放棄の承認についての申述を却下する審判（法 242②）  
 ケ- 破産手続における相続の放棄の承認についての申述が却下された場合